

# “平和利用”原理：法原理解釈のポイントについての一考察

米田富太郎\*

：恐らくふたつの領域（大陸とアングロ・アメリカの法律家）にとって、いかに法原理「の」存在、作用のあり方、及び、実定性が現実になっているか、一どこから、また、誰を通してこの現実性は決定されるのか、の研究が承認される：

J・エツサー、『原則と規範』<sup>1)</sup>

## はじめに：問題設定と簡単な要約

1967年発効の「宇宙条約」（1967条約と略記）の前文、第4条、第9条および第11条には、“平和利用”（peaceful use = PU）という文言が規定されている<sup>2)</sup>。本条約は、“宇宙のマグナカルタ”、“宇宙の憲法”、“宇宙憲章”とか“宇宙の基本法”<sup>3)</sup>と評されている。そして、この文言は、本条約の法原理（以下、原理と略記）のひとつである。

ところで、このPU原理には、解釈の競合・衝突が生じている。この原因は、一般条項<sup>4)</sup>と同じように、立法者が事態の特殊事情や社会関係の変化に対応するために意識的にPU原理という不確定概念を導入したからだとされている。また、宇宙と天体を巡る当時の平和や軍縮を求める国際世論に押され、緻密な検討なしに導入されたからだともされ

ている。

しかし、そもそも、原理というものは、その規範の原則的な方向性だけを規定しているものである。したがって、条文の精査いかに関係なく解釈の競合・衝突は、原理の存在証明とも呼ばれてもいっくらい常に起こるものである。しかし、これ以外に、重要な特徴がある。それは、政策的な解釈が行われやすいということである。たとえば、“非軍事的な利用”か“非侵略的利用”（後に評述）かというPU原理の解釈の競合・衝突を見てみよう。いずれの立場に立っても、宇宙と天体における自国や自陣営に関する軍事的活動のオプションの幅を広げるのに役立っている。実際に、この解釈の競合・衝突を梃子にして、米ソに突出しているとはいえ、宇宙や天体での軍事化や兵器化<sup>5)</sup>が進められている。PU原理の解釈についての関心は、まず、原理の本質がもたらす解釈の競合・衝突を、国際法学の立場からいかに理解したらよいかである。

原理や一般条項の解釈の特質は、原理が‘指し示していると思われる’<sup>6)</sup>方向に沿って、個別事情に即して法的評価を補充し解釈することにある。その際に、時代の変化が与える原理の変化を読みとり、解釈に反映させるのは正当化の重要な仕事である。たとえ

\*本学社会システム研究所客員教授

ば、PUの原理は、当時における米ソ核戦略の対立という事情に拘束され解釈された。しかし、現代においては、この残滓はあるものの、状況全般の変化は顕著である。特に、人類全体という理念にもとづく人類の生存圏の確保と発展（以下、サバイバルと略記）という思惟は、PU原理の解釈の方向を指し新しい兆候である<sup>7)</sup>。

こうした理念や思惟の変化の下で、PU原理の解釈が、どのようにあるべきかが検討される必要がある。現実には、国際社会全体の公益を目的とする国際法的原理規範の増大は著しい。したがって、これらの原理規範の的確な解釈のためのポイントが考えられなければならない。“原理の的確な解釈のポイントは、どこにあるのか”。この模索が、この小論のライトモチーフである。ちなみに、原理の的確な解釈とは、歴史の変化を的確に反映させた説得的解釈である。

予め、この小論の議論の手順を簡単に示しておこう。第1は、1967条約にPU原理がどのように導入されたかを論証しながら、この原理解釈問題の国際法学的意義を明らかにする。第2は、PU原理解釈については、‘非軍事対非侵略’という競合・衝突があるが、ここでは、この実相を整理する。そして、この解釈の競合・衝突をもたらし理論的・実践的背景を探る。第3に、PU原理解釈のポイントは、PUが、所与の歴史変化の下で、どのような‘最適化命令’が生まれているかを的確に捉え、これを解釈に反映することであると指摘する。結論として、そのために、国際法は、どのような課題を検討すべきかを考える。そして、この問いへの暫定的回答を示唆する。

## 1：平和利用原理の導入と解釈の実際

PU原理は、どのようにして本条約に導入され、どのようにして現在の解釈に結びついていったのだろうか。そして、この結びつきの背景には何があったのだろうか。議論を、二つに分けて検討してみよう。第1は、1967条約におけるPU概念の導入は、どのようになされたのかの問題（導入問題）である。第2は、実際に、どのような解釈がなされたのかの問題（解釈問題）である。

### 1—1：導入問題。

国際秩序の基本原則を構築する条約には、解釈上の宿命がある。そこには、多くの原理規範が導入され、結果的にその解釈が法政策的に導入されるということである。事実、国際社会の発展に従い、国際基本条約が増大し、多くの原理規範が導入されている。しかも、原理規範は、内容の抽象性を特色にしており、その解釈は、解釈者の政策に合うようになされ易い<sup>8)</sup>。PU概念の本条約への導入も、こうした認識の例外ではなかった。

後に検討するが、原理の特質は、その規定事項の方向性を指し示すことにだけ働く規範である。したがって、その合意すなわち、原理の解釈は、常に、競合・衝突をもたらす。そして、競合・衝突しているそれぞれの解釈が、裁判などの法的適用過程で否定されない限り暫定的な正当性を享受することになる。場合によっては、否定されても、解釈として主張すれば、それなりの正当性も維持される。本条約制定過程で、PU概念の導入に関与した国々が、基本条約や原理のこの特質を知っていないはずはない。第二次世界戦争後に限ってみても、連合憲章をはじめとして、原子力の平和利用や南極の国際管理に関する基本条約におけるPUの解釈の例があ

る<sup>9)</sup>。実際に、本条約制定の周辺時は、米ソのMOL衛星、サモス衛星やコスモス衛星等の偵察衛星や通信衛星が運用されていた。そして、米ソ両国は、宇宙と天体におけるこうした軍事戦略・戦術の可能性を考えて、軍事活動のフリーハンドの確保という至上命題をも抱えていた。同時に、米ソの核競争がもたらす危険への反対という国際世論も湧き上がっていた。また、米ソ両国も、宇宙や天体で軍事的ゼロサム・ゲームを持続させるような力も意思も萎えかかっていた。そこで合意されたことは、PU原理の解釈上の特質を射程に入れながらPU原理が本条約に導入された。

1957年10月に、スプートニク1号が打ち上げられ、宇宙と天体の探査・利用の軍事的可能性が大きくなりだした。同時に、国際社会では、‘The Vogue of ‘Peaceful Use’<sup>10)</sup>のうねりが起りはじめていた。この文言を条約に挿入させる‘空気’が、国際社会全体を覆いはじめていた。この‘空気’に対する当時の宇宙と天体に関する法制度の設計者達は、PU原理の導入は不可避だと判断した。しかし、その解釈は、かなりの程度、解釈者の必要という法原理解釈の常道が維持できると期待させていた。ジョージ・オーエルの『1984』における“戦争は平和なり、自由は、隷属なり”という真理省正面の壁に掲げられたスローガンと同類の解釈の歪曲を期待してのものであった<sup>11)</sup>。かくして、原理についての解釈が陥るこの“自由な解釈の陥穽”は、現在にまで伝承されることになった。

もう少し、この経緯を詳しく検討してみよう。1967年以前においては、特定の規制対象外の地域や無主の土地に適用される武力使用規則以外に、宇宙と天体に適用されるそれはなかった。宇宙や天体においても一般国際法が禁止しない軍事利用は、可能である

ことを意味していた。さらに、UN (United Nations) 加盟国の場合でも、UN憲章<sup>12)</sup>に禁止されている以外の軍事利用は、可能であることを意味していた。しかし、宇宙と天体への進出が現実化し、そこでの軍事力が大きな意味をもつ時代になるという核軍拡競争への危惧が認識されるようになった。宇宙と天体の平和利用と人類全体のための利用が、情熱をもって主張されるようになっていた。この‘空気’の拡散によって、1957年と1958年には、米ソ両国から、PUの導入それ自体の必要が提案された<sup>13)</sup>。たとえば、1958年における米国のNASA法の第101条—a項は、米国議会が、米国の宇宙活動政策を人類全体の利益のために平和的に利用することを定めている。また、ソ連のフルシチョフ書記長は、平和共存政策を打ち上げてこれに答えている。これは、核エネルギーの平和利用に関する1946年の‘米国による平和のための核計画’の公表時における‘空気’への反応を彷彿させるものであった<sup>14)</sup>。

実際、この条約の前提になった1963年12月のUN総会決議1962(xviii)「法原則宣言」では、宇宙のPUは合意されていなかった<sup>15)</sup>。これは、後にこの原理の基礎と評されている1963年10月のUN総会決議1884(xviii)「一般性的かつ完全な軍縮の問題」に規定されていたにもかかわらず法原則宣言までに合意ができないほど国益が絡んだ問題であった証拠である。

いらい、宇宙と天体に関する機関(COPUOS)の名称やUNの一連の文書中に、この情熱が体现されるようになった<sup>16)</sup>。また、本条約の起草過程において若干の国家から、宇宙利用が、人類全体の共同利益のためになされるべき観点から、PUを導入する必要が指摘されていた。しかし、ピンチェンによると、この情熱と熱中は、所詮、見せ掛け

の動きに過ぎなかった。“平和を望むなら、戦争に備えよ！(Si vis pacem, para bellum)”という格言に新しいネジが巻かれたに過ぎないということだそうである<sup>17)</sup>。‘総論(導入)、賛成、各論(定義化)、反対’という形の対応が、その実態であった。かくして、PUという文言は、法原理として本条約の前文、第4条、第9条および第11条に導入された<sup>18)</sup>。

### 1—2：解釈問題．

本条約に規定されたPUは、どのように解釈(原理解釈問題)されたのだろうか。最初に押さえておくことは、この原理解釈が米ソの軍事競争の文脈でしか捉えられなかったことである。米ソの競争が再発したとはいえ、米ソだけの事情で解釈される時代は終わりを告げている。しかし、当時の解釈は、そうではなかった。非軍事の立場に立つソ連のPUの解釈は、軍事の全廃ではなく、ソ連にとっての米国の軍事活動を禁止することでしかなかった。また、ソ連以外でこの立場をとる国家にとっては、力がない故の反戦の表明でしかなかった。非侵略の立場に立つ米国の解釈は、その軍事活動が、防衛的なものであるとの自己欺瞞の表明でしかなかった。さらに、自国や同盟国の軍事的安全保障を最大限に確保する表明でしかなかった<sup>18)</sup>。‘冷戦の解体/歴史の終焉・ネオ冷戦の萌芽’を経て、‘米国のスペース・コントロール’<sup>19)</sup>は、動かしがたい流になり、解釈の競合・衝突は、歴史の遺産になっている。

次に押さえておくことは、現代社会の科学技術の進展は、軍事部門と民生部門との融合を不可避にしていることである<sup>20)</sup>。しかも、社会構造全体の軍事化が進んでいるということである。それにもかかわらず、PUの解釈は、軍事や国家安全保障の枠でしか解釈されなかったのである。PUの問題は、社会構造

全体の問題として考えられなければならないということである。

しかし、この流と係りながらも、別の解釈をする流も生じている。宇宙と天体の探査と利用の発展がもたらす人類のサバイバルに関する危機情報の増大である。たとえば、未知の存在による地球圏外からの攻撃や宇宙災害への可能性の増大<sup>21)</sup>は、PU原理の意味を変化させているはずである。こうした攻撃や災難に対し、軍事力は、防衛や防災に唯一の力として存在しているからである。国家のための軍事力から人類のための軍事力は、これが軍事力だからという理由からだけで否定できるものではない。しかし、国家の安全保障という文脈でしか解釈しようとしえないアプローチは、いまだに持続している。非軍事的利用か非侵略的利用かの解釈<sup>22)</sup>がそれである。

ここで、この解釈の実相について説明しておこう。「非軍事利用」と解釈するのは、国際原子力機関憲章第2条に採用されている解釈である<sup>23)</sup>。すなわち、本条で、平和的という文言が軍事的という概念と対立的に捉えられていることから出てくる解釈の類推である。ソ連は、条約制定前後から最近に至るまで、この解釈上の立場をとっている。その大枠の根拠は、宇宙ならびに、特に、天体における軍事利用は、国家の安全に係りなく行い得るものではないからである。これは、必然的に侵略や全面戦争に係ることなしに行いうるものではないというものであった。学説においては、Pr.G.Gálは、こう指摘している。すなわち、本条約の第3条は、一般国際法およびUN憲章の第3条の適用を規定している。ここでは、侵略の禁止は自明であり、PUを重ねて非侵略と解釈する意義は見出せないとしている<sup>24)</sup>。つまり、非軍事と解釈しなければ、単なる文言の繰り返しにすぎないということである。しかし、本条約の成立が急速

に行われた事情に配慮すれば、重複規定を根拠とする解釈は、形式的に過ぎるかもしれない。

この立場が、米国の解釈（非侵略的利用）への批判を共通項とするならば、Pr. Bing Cheng の見解も紹介しておくべきであろう。彼は、米国の解釈を‘無用であり、誤りであり、そして潜在的に有害である’と指摘する。その内容は、以下の通りである。

「無用」な解釈というのは、自国の解釈に対して他国からの抗議を受けていないから、正統な解釈だとする米国の主張への批判である。なぜなら、国際法または条約上にない義務を米国が侵犯しても、他国は、これに抗議をすることは無用だから行わないだけだからである。他国にとって無用で曖昧な言葉を使うこと。そして、これによって自国の行動に合法性を与えようとする国家は、法的言語の滑稽な誤用の場合と同様に、そのエキセントリックな活動を無用として拒否されるようになる。

次に、「誤り」の解釈というのは、米国の非侵略という言葉が、本条約第4条2項や1979年の月条約第3条だけに係るとするのは、誤りであるとするものである。なぜならば、本条約第4条2項の第1文を無意味化してしまうからである。実際に、侵略的行為は、国際法やUN憲章第2条4項に違反するものとされ、全体として違反とされている。よって、非侵略を第4条2項だけに係らせるのは重複解釈として誤りになる。PUを本条項に係らせるならば、結論は、非軍事と言うことにならざるを得ない。

次に、「潜在的な有害」な解釈というのは、米国のこの気まぐれな解釈が持つ有害性である。たとえば、米国が宇宙空間（outer void space = PU が適用されない宇宙空間）<sup>25)</sup>の軍事利用に限って、既存の規則がないために、

PUに関するその独特の解釈をあてはめることは、‘裸の王様’的な解釈である。この気まぐれな解釈は、禍の種になるという有害性を持っている。ひとつの例をあげてみよう。米国は、核物質に関する多数国間ならびに二国間条約に加盟している。この加盟国の一国が、他の加盟国にPUのために、核物質、材料や施設が移転させようとした場合、米国は、この条約にあるPUを、他国が非侵略的であると解釈することを認めるだろうか。また、米国は、明らかに非侵略的な爆弾の製造のために核支援を与えていた国家を、こうした奇妙な解釈の例外とするであろうか。もし、例外としないなら、米国流のPU解釈を学びたがっている国々に受け入れられないのではないのだろうか。態度を変えれば受け入れられるであろう。米国は、宇宙時代の初期PUについてこうした解釈を踏襲してきた<sup>26)</sup>。米国は、この解釈が、国際法一般に深刻な影響を与えることにきざすべきである。

このように「非侵略」と解釈するのは、UN憲章ならびに一般国際法から引き出される侵略的利用でないこと。これであれば、軍事であるか否かに関係なく軍事的利用が許容されるという解釈である。この解釈の代表的事例は、1962年12月のUN総会第1委員会での米国代表ゴア上院議員の見解である。その見解を要約すると、宇宙空間は、非侵略的で有益な目的のために利用されるのは、米国の見解であると指摘する。そして、事実として、宇宙空間での軍事活動と地球上でのそれとは区別できないと指摘する。さらに、軍事的利用と非軍事的利用に境界線を引けないと指摘している。すなわち、軍事と非軍事との境界を明確にするのは不可能だとする<sup>27)</sup>。つまり、侵略と非侵略は、明確に区分され得るとする。したがって、この明確な基準こそ

PU 解釈の根拠となるとするものである。

この解釈の系に立つ学説のひとつに Pr. McDougal, Pr. Laswell や Pr. Vlasic の見解がある。彼等の見解を要約すると、平和的・非平和的や純粹科学的・軍事科学的等のカテゴリーを区分することは不可能であること。全ての活動は、これらのカテゴリーの複合であること。また、活動の様態に対する検証することは不可能であると指摘する。目的から区別することの不可能であり、有用な査察のみが区分を可能にすると指摘している。区分の不可能性に立って、侵略・非侵略の区分が相対的に可能かつ有用であるとの指摘である<sup>28)</sup>。

## 2：“非軍事・非侵略”解釈に関する理論と実践の背景

では、このような PU 解釈がなされた背景には、何があったのだろうか。その背景を、理論と現実のそれぞれの面から推定してみよう。

### 2-1：理論的背景

まず、この解釈の競合・衝突を支えた理論的背景から明らかにしてみよう。‘支えた’ということは、導入と解釈を行った当事者が、何等かの形で原理解釈に関する国際法理論を自覚して考えたり行動したという意味ではない。当事者達の考えや行動に、どのような理論が、どのように係っていたかを類推することである。筆者は、まず、その大枠として国際社会の‘社会化の進展がもたらす国際秩序に関する基本条約の増大とこれに伴う原理規定の増大’を指摘しておきたい。

世界の社会化は、長期的なトレンドでは発展している。このトレンドで注目することは、国際社会契約なき社会化<sup>29)</sup>である。た

しかに大国の支配による秩序の現実をみれば、現代の国際秩序を、世界の社会化と呼ぶには、若干の躊躇を覚えざるをえない。しかし、こうした紆余曲折はあるものの、世界の社会化は進展し、そのための基本条約は、増加の趨勢にある。しかしながら、基本秩序に関する合意の一致は、多様な格差のある世界では不可能に近い。ひとつの便法として大枠の秩序を定める基本条約が作られる<sup>30)</sup>。そして、その大枠の合意として何等かの原理が、これらの基本条約に導入されるようになる。

さて、このような原理に関する国際法学的問題は、数多く指摘できるであろう。しかし、筆者は、これら基本条約とその原理の増大が、世界の社会化の一面であることを認めながら、同時に、基本条約や原理の空洞化をもたらすことに着目している<sup>31)</sup>。特に、原理解釈を通しての空洞化は、世界にとってばかりでなく、国際法学にとっても深刻な影響を与える。実際に、集権的機関の不在という国際法の個性は、原理解釈の分野で力の支配を法の名で正当化させる粉飾機能を抜きがたいものになっている。したがって、国際法原理が、力の支配の法的粉飾として働かないようにするために、どのような国際法学的な‘アプローチ’があるか考えた。それでも、考え得る問題は余りにも多い。筆者は、‘原理解釈は、いかにあるべきかという問題’をその‘アプローチ’として設定した。ひとつつべくわえると、こうした原理解釈に関する国際法問題の性質は、法一般には係りのない問題のように見える。しかし、原理解釈における解釈者の自由ないしは恣意とも思える解釈は、法一般の解釈にも通用する問題である。したがって、検討の目線は、国際法学におきつつも、法一般の問題としても考える目線を維持したい。

PU原理に関するこの解釈の理論的な支えである原理解釈論の検討をはじめよう。予め、条約の解釈の性質から検討をはじめたい。もちろん、国際法の法としての特殊性は、解釈の性質に影響を及ぼすであろう。しかし、この特殊性を無視して、法一般の解釈問題と言う次元から考えて見たい。解釈の目的と手段に分けて述べてみる。

法解釈の目的に関しては、フィッ・モーリスの有名な分類がある<sup>32)</sup>。この分類によると、ひとつには、当事国の意思を確認し、これに効果を与える「当事国意思主義」と呼ばれるものである。もうひとつは、条文を通して、その内容を確定する「文言主義」と呼ばれるものである。もうひとつは、起草者達の意味から独立した条約全体の目的を明らかにする「目的論主義」と呼ばれるものである。大方の理解は、解釈の目的は、当事国の意思の表明にあるとされている。が、解釈の実態は、これらの総合である。

他方、その手段は、解釈の目的に関する上の三つの分類に対応するが、大まかに分類すると「解釈の可能な範囲での自由指向」と「解釈の制限指向」<sup>33)</sup>とに分類することができる。前者は、かなり古いが、この問題でよく引用される1935年の条約法に関する「ハーヴァード草案第19条a項のコメント」<sup>34)</sup>がとる解釈姿勢である。すなわち、解釈は、条文に意味を与えることであり、自由な裁量の余地を含んでいるというものである。また、1980年の「条約法条約第31、32条」も厳格な解釈基準を設けながら、この方向は否定していない<sup>35)</sup>。後者は、当事国の意思、文言や条約全体の目的に拘束されての解釈である。

このように捉えてくると、法解釈は、かならずしも法適用の前提としてばかりではない可能性がある。特に、目的論主義は、当事

国の意思の表明を通して、当事国の正当化を表明し、法政策的効果の実現という働きをする。ケルゼンの『純粋法学』<sup>36)</sup>で指摘している‘法政策の問題である’との認識と同じである。”法規範と具体的事態の間に一定の対応関係の確定という形をとりながら、論理的な包摂ばかりでなく、規範に対応する事態の包摂を滑り込ませる目的と手段をもつものとして理解されるというものである。法解釈は、法適用を前提にして、具体的事態についての‘評価=テスト的な包摂’<sup>37)</sup>のもとに行われる作業ばかりではないのである。

では、こうした「解釈の自由化指向」は、どのような考え方にもとづいているのだろうか。原理の解釈の方法論から明らかにしてみよう。まず、一般的に、法規範の種類には、「準則」(rule)と「原理」(principle)がある。前者は、ある事項を一義的に定める規範である。後者は、ある事項に対する方向性を与えることにだけ働く規範である<sup>38)</sup>。したがって、これらふたつの種類の相違は、法解釈の方法の相違にもつながってくる。たとえば、準則の場合は、複数の解釈がなりたつ可能性は極めて少ない。ひとつが、準則ならば、他は準則でありえないからである。

他方、原理の解釈について、ドイツの法哲学者であるR・アレクシーは、こう指摘している。原理は、“最適化命令(optimization requirements=OR)である。この意味は、原理というものは、或る事が、他の考慮すべき事情がない限り、可能な限り多く実現されることを要請する規範であるということである<sup>39)</sup>。”すなわち、原理の解釈は、解釈者が、或る特定の原理から引き出し得る最大限の可能性を実現させる法的営みである。したがって、解釈者の最大限の可能性に関する目的や認識の相違によって、複数の解釈の競合・衝突が起る。しかし、それぞれの競合・衝突

する解釈は、いずれも暫定的で相対的な正当性を有し、その共存を否定されないという特質<sup>40)</sup>をもっていることも銘記しておくべきである。

たとえば、日本国憲法第9条の戦争放棄原理の解釈についてみてみよう。そのORは、国権の発動たる戦争（武力行使）を禁止することにおかれている。しかし、現代においては、戦争も単なる禁止という層だけで捉えきれものではなくなっている。特に、UN憲章にもとづく武力行使は、戦争の禁止から必要な場合の戦争というようにORの射程を広げている<sup>41)</sup>。法原理としての第9条に関する解釈の選択肢が、歴史の変化に対応して多様化していることの証拠である。実際、第9条の解釈は、多様な競合・衝突として共存している。

解釈競合・衝突の共存は、原理解釈が、ある程度の自由な解釈を許容する結果である。しかし、反面、社会の複雑な現実とその多様な変化に法原理解釈は、対応しなければならない。その競合・衝突の共存は、政治的決定に関する選択肢の幅の広がりをもたらす。反対に、原理解釈を、準則的解釈で行うことは、政策決定の柔軟性を阻害することになる。原理が、立憲主義的な合意の結果であるならば、その競合・衝突の共存は、原理解釈の本来的な姿として受けとめる必要がある。その上で、意味ある競合・衝突の共存が追究されるべきである。

意味ある競合・衝突の共存をどのようにして実現していくか。たとえば、米ソが核戦略でゼロ・サムの対立をし、妥協不能な緊張状態にあった時代を考えてみよう。この環境の下では、PU原理の働く方向は、両国の軍事的・政治的調整であった。これは、当時においては、意味ある競合・衝突の共存であった。したがって、PUの解釈を、この次元で

行うことは、時代の変化に則した原理解釈として当然である。しかし、現代の宇宙と天体の問題環境は、変化している。問題環境は、“人類のサバイバル”に軸を移している。したがって、PU原理の解釈は、軍事や国家安全保障の最適化から人類のサバイバルの最適化に移行して行わなければならない。この移行は、を無視ないしは軽視してなされるべきではない。この移行を確定し、PU原理解釈に反映させることが、そのポイントである。

## 2-2：現実的背景

この導入と解釈をもたらした現実面での背景は、何かということである。第1に、宇宙時代初期における宇宙の平和への熱意や情熱の存在である。当時、米ソ両国間での核軍拡は、過熱しており、宇宙への軍拡を押さえ、その反射としての核軍縮への期待が大きかった。しかし、米国は、核政策の骨格に、その利用の自由と多様化を期待しており、制限を非侵略に置くことによって、この期待に答えようとした。他方、ソ連は、米国を世界的に包囲する必要から、多くの国家が支持しやすい非軍事を主張した。これは、宇宙での米国の進出を抑止し、同時に、地球上での支持を広範に獲得する戦略からであった。要は、国際的な核危機意識を利用しながら、競争相手の戦略的自由と可能性を抑止する手段として、PUの導入効果を狙ったと。この意味で、PUの利用価値は、充分にあったと言える<sup>44)</sup>。

この根拠を四つに分けて明らかにしてみよう。

第1は、PU原理が、政治的スローガンやプロパガンダとして有効な働きをする先例があったことである。第二次世界戦争後に限ってみても、米国の原子力平和利用政策やソ連

の平和共存政策は、この手の成功の事例である<sup>42)</sup>。PUは、反対できないと言う意味で一種の「空」<sup>43)</sup>であって、それ自体何の価値観もイデオロギーも支持したり妨害しないからである<sup>40)</sup>。まさに、特定の意図でもってハイジャックができる普遍的観念であった。いずれの国家も、自国のあらゆる動機を正当化することができる可能性をもった観念であった。

第2は、平和が軍事との対比関係でしか捉えない見方の存在があったことである。平和も軍事も、双方がつながって共存しているという現実の上に、平和と軍事を捉えることがなされなかった。国家安全保障を担う部門からすれば、平和と言うからには、この枠内で如何に軍事的自由を維持するかが関心の主軸であった。PUというのは、軍事を可能な限り維持するための‘いつでも抜ける瓶の蓋’<sup>44)</sup>でしかなかった。

PU原理の解釈に、可能な限りの軍事を刷り込ませることは、極めて現実的であった。また、必要でもあった。宇宙や天体での活動は、新しい空間の開発であり、歴史のどの時代でもその担い手は、軍であった。新しい空間の開発は、暴力を必須の条件としていたからである<sup>48)</sup>。しかし、先取りしておく、この軍の役割の根拠は、漸進的に変化してきている。特に、宇宙や天体での場合には、人類全体のサバイバルという要素も大きくなってきている。これは、原理の基礎になるORの変化をも示唆する。国家の安全保障というORに閉じ込められていたPU原理は、人類全体のサバイバルをORとして再組み込みをしなければならなくなっている。

第3は、解釈の目的主義とも呼ばれる先例の定着があった。解釈者の目的に沿ってなされる手法の前提である。すなわち、PU原理の解釈は、専ら、国家の目的という心理に

そって解釈されたことである。これは、概念は、目的から捉えられるのか、手段から捉えられるのかという、マックス・ウエーバーの定義論が、役に立つ。たとえば、マックス・ウエーバーは『社会学の根本概念』と『職業としての政治』の中でこう規定している。“国家を含めて……何等かの目的によって定義することはできない”。“結局は、国家を含めたすべての政治団体に固有な、特殊の手段、…に着目して可能になる”としている<sup>45)</sup>。現実の世界におけるPUは、目的を表明することによって、PUと見なされてきた事例が多い。平和と言いながら、その手段は、あまりにも平和にそぐわない例が多い。どの国家が、平和目的と称して、どのような手段（事実）を使用しているか。この事実を正確に捉えることが解釈に必要である。しかし、この必要は意識されなかった。目的という心理のみがこの解釈を支配したのである。

第4は、宇宙探査・利用技術の研究・開発のための国家間競争という背景の存在である。宇宙探査・利用技術は、国家全体の物的・人的資源のシステムの総動員を不可欠にしている。特に、技術全体の競争力を高めることは、その最重要目標である。この分野で用いられる技術は、軍事と民事に跨る両用性を特色にしており、技術全体が軍事に係るようになっている。したがって、技術競争は、軍事分野での活動の全てにつながり、軍事戦略との適合性が求められることになる。軍事的活動の自由の範囲を広くするか狭くするかこの立場に捉えられれば、この解釈は、必然的に自国の意図を合理化する手段となり、これ以上の必要は意識されていなかった<sup>46)</sup>。

これらの理論的・現実的背景で非軍事的利用か非侵略的利用を軸にした解釈が繰り返されてきた。しかし、原理の変化の的確な方向性を把握しない解釈の運命は、国家の自己

目的という狭い政治的選択だけしにしかならなかった。他方で、宇宙と天体におけるPUは、現代においては、人類のサバイバルという意味を持ち始めている。これを基礎にしたPUの解釈が作られるばかりでなく、その政治的選択の材料になるようにしなければならない。現在では、非侵略的利用説が、この文言の“現実的妥当性”として暗黙の支持を受けている。ビンチェンが断定するように議論自体が政治を背景にした’法的アクロバットまたは意図的な歪みをもった解釈であり、当時の米ソ戦略の“身の丈にあった解釈”であった<sup>47)</sup>。

この次元の論争に多くの国際宇宙法学者が巻き込まれてしまっていた。国を賭けての論争だから、その参戦者は、宇宙探査や利用に係っている関係者の全てだと言ってもいいくらいである。論争の大雑把な内容は、PUという観念の解釈が非軍事的か非侵略的のどちらかに“解釈されるべきか”と言うものである。“解釈され得る”ではなくて“解釈されるべき”との相違の問題は別にして、形としては自己主張、内容としては、適宜、必要に応じて自由に解釈してもよいといっているに過ぎなかった。たとえば、前者のように解釈されれば、軍隊ならびに軍事的利用は厳しく制約されることになる。軍事力が相対的に劣った国家にとっては、都合のよい“正しい解釈”になる。後者のように解釈されれば、軍隊ならびに軍事的利用は侵略性がなければいいので、より柔軟な軍事的利用が可能になる。軍事力が相対的に優位な国家にとっては、これもまた前者と同じ“正しい解釈”になる<sup>50)</sup>。現在では、法解釈論争の次元の政治性を論証するかのように“化けの皮がはがれて”、必要に応じて自由な選択を可能にする解釈になっている。もちろん、これ自体は問題ではない。問題は、PUの解釈をこの次

元で済ましてもいいのかと言うことである。

済ましてよくない理由がある。宇宙や天体が、人類のサバイバルに重要な意味をもち、ここでのPUが実現されなければならないからである。そして、国際宇宙法学は、その主要な作業である解釈を通して人類のサバイバルを維持および発展させることに貢献しなければならないからである。

## 2—3：原理解釈の変容

現代においてPUの解釈の変容は、必要になっている。宇宙と天体の探査・利用に新しい課題が持ち込まれているからである。PU原理のORとしての人類のサバイバルへの対応である。その理由は、ふたつある。ひとつは、宇宙における軍事化や兵器化の膨張が、人類全体に危機を及ぼす面である<sup>48)</sup>。地球内国家における武力行使の空間が宇宙にまで拡散し、国際社会秩序が軍事力によって決定されることになるからである。すなわち、特定の国家が、力を背景にして、自国に都合の良い解釈を強行し、これを盾にして宇宙や天体ばかりでなくコスモス全体の軍事的支配の覇権を規制事実化することになるからである。実際、全ての国家がこの軍拡に参加できない以上、この軍拡は特定の国家の支配を引きおこす危機に発展する。この危機を回避することはもちろん、PUの実質化のための解釈“論争”は、必要である。

もうひとつは、平和は、目的や言葉で表すのではなく、手段や行動で表す必要があるとの認識の広まりである。たとえば、“平和のための武力行使”も長い間当然視されてきた<sup>49)</sup>。この古典的な戦争肯定の口実も、宇宙や天体でも活用されている。しかし、PUの実質化のための解釈とは、こうした目的主義とも呼ばれる思考図式を徹底的に解体することなしには実現できない。事実への透徹し

た認識方法が、PU 原理解釈のために開発されなければならない。国際法学にとって、その将来の存在意義が問われる問題である。

とはいつても、現在の国際社会において、ひとつの原理の解釈が、国際社会や人類の命運を左右するほどの問題をもっていないという指摘もあるだろう。しかし、PU 原理は、今や、正義の戦争や戦争社会のレトリックを曝露している。これが、宇宙と天体を人類のサバイバルの手段として認識する必要性を示唆しているのは明らかである。この文明的共感、広範に受容されている<sup>50)</sup>。この共感、国際法解釈における PU の解釈の変容を高めている。また、この共感、国際法解釈を批判法学のいう所の“法という名の政治的表現”<sup>51)</sup>ゆえの“拘束性”すらもち始めている。

### 3：平和利用原理解釈の課題

PU 原理を含めて原理一般の解釈の特質は、それが国家意思の表明であること。そして、国家意思の正当化を目的とすることである。その方法は、原理の抽象性や現実の要請を包摂しながら、「解釈の制限」に配慮しながら、「解釈の可能な範囲での意図の実現」を軸にするものである。その結果、‘ある程度の自由な解釈’でも、国家に‘仮の正当性＝暫定的正当性’を付与するものになっている<sup>52)</sup>。PU 原理の解釈も、この特質を共有するものであった。「非軍事か非侵略か」という解釈の対立も、いずれも解釈者の目的にかなうものであり、解釈に関する状況と目的がマッチした結果であった。

この解釈は、1967 条約の制定過程と制定以後の事実と法規範との対応関係の反映である。では、解釈は、その制定時の環境の変容にも係らず、持続されていてもいいのだろうか。繰り返すが、現代の宇宙・天体の事実は、

特定国家の安全保障の範疇で考える状況を越えている。この変化は、具体的にどのような OR をわれわれの目の前に提起しているのだろうか。この変容を、どのようにして PU 原理の解釈に反映させるかという問題が提起されている。

そのためには、この変容を捉える考え方を再構築する必要がある。現代において、PU 原理に組み込まれつつある合意の実態を知ることである。特に、国際規模での立憲主義的合意について関心を持つべきである。

周知のように、近現代的基本法の類には、立憲主義的な合意を経た法原理が定められている。この法原理の内部には、OR が含まれている。OR は、法原理の解釈を動かすものである。ただし、OR は、それ自体空白であり、解釈者は、自由にその内容を組み入れることが出来る。しかし、その解釈の目的を正当化（説得化）させるためには、OR の内容を正当化に結び付けうように掌握しなければならない。これらの捉え方の問題を一括して、「立憲主義・憲法/基本法・法原理との関係性」問題と「法原理・PU 原理・OR との関係性」問題に圧縮して検討する。

#### 3-1；立憲主義・憲法/基本法・法原理との関係性」問題

まず、「立憲主義・憲法/基本法・法原理との関係性」から検討をはじめてみよう。最初に検討されるべき問題は、なぜ、‘法原理を検討する際に、立憲主義が問題にされなければならないか’である。立憲主義と憲法ないしは基本法との関係について検討することから始めるのが適切であろう。法原理が、規定されているのは、それは、間違いなく憲法や基本法の類である。しかも、憲法や基本法は、立憲主義と同義の意味を持っているからである。つまり、立憲主義は、主に、憲法

や基本法に体现されているからである。立憲主義と憲法ないしは基本法との関係について検討してみよう。憲法ないしは基本法の根拠は、近代立憲主義にある。その歴史的淵源は、絶対主義との闘いそのものの中にあつた。その理論的支柱は、社会契約論であつた。社会契約論は、T・ホブズよりJ・ロックやJ・ルソーを経て権力の制限と自由の保障が、その大きなメルクマールとされている。すなわち、人は、社会成立以前の‘自然状態’において自然権を保有していた。しかし、この自然権をより安定的に保障するために社会契約を行い、コモンウェルス（国家・政府）を設立し、支配権を信託した。コモンウェルスの設立と支配権の信託は、自然権の保障が目的であるから、主権者は、この自然権の侵害を禁止される。侵害が生じた場合には、抵抗権の行使ならびに革命権の行使が正当化されるというものである。その近代主義的立憲主義の基本原則として、自由の保障・法の支配・権力の分立・国民主権の原理があげられるのは承知の知識に属するものである。また、こうした近代立憲主義の現代的変容も立憲主義に関する承知の知識である。

しかし、ここで問題にする立憲主義の側面は、社会契約というフィクションの意味理解である。よく指摘されるように、近世ヨーロッパにおける宗教戦争の経験を経て構築された立憲主義の特徴に、多様な価値観の共有と平和的共存がある。カトリックとプロテスタント双方が、その主観的価値観を克服して、平和的共存と公平な社会的コストと便益を負担する仕組みの構築の合意である。この仕組みへの合意は、人間の生活を、公と私の部分に人為的に区分し、公的な部分では私的な価値観を出さずに、社会全体の利益の形成と配分に参加するものである。公共問題に関する理性的な対処と私的な価値観を共存させる

合意である<sup>53)</sup>。多くの法原理は、こうした合意の結晶であると言える。この社会的契約ないしは合意の結晶は、現代の憲法や基本法というような、主に法原理を多く含む規範に見られる。つまり、憲法や基本法は、私的価値観を相互に調整した社会契約としての合意の結晶である。

では、この問題認識を国際社会と国際法との面で考えてみよう。筆者は、現実の国際社会ならびにその現代化の過程をみれば、国際社会には、国際社会契約が全く存在しないという立場をとらない。特に、基本的かつ普遍的に履行されている、あるいは、目的がそうである国際法の一部には、もっとも緩やかな国際的社会契約の存在を推定できる。たとえば、UN憲章は、加盟国に限定されているとは言え、加盟国の数から見れば、国際法の憲法ないしは基本法として理解されてもよいはずである<sup>54)</sup>。宇宙と天体の憲法とされる1967条約も、この分野における国際的立憲主義の体言として把握できないこともない。もちろん、国際法と国内法、国際際と国内社会の相違は厳然としてあり、アナロジーの限界は当然にある。しかし、国際社会や国際法における公益観念や共同体化の熟成は、国内社会での立憲主義と同列にはできないものの、これと異なつた‘国際立憲主義’の熟成を認識することができる<sup>59)</sup>。たとえば、これが、憲法の国際化であっても、国際法の基本的な法領域や個別事象の基本法と呼ばれ部門には、立憲主義の痕跡を読み取ることができる。こうした国際的な憲法や基本法の問題を対象にする場合、立憲主義を考える意味がある。

### 3—2；「法原理・PU原理・ORとの関係性」問題

次に、「法原理・PU原理・ORとの関係性」

問題である。特に、法原理解釈の正当化の前提になる OR の内容付与ないしは構築と PU 解釈との関係性である。ドイツの法哲学者である R・アレクシーは、この点でも有益なヒントを与えてくれている。

“原理と準則の相違の決定的な点は、原理が、所与の法的ならびに事実的可能性を最大限に実現することを要請する規範という点にある。原理は、‘最適化命令’であり、さまざまな段階で充足されるという性質をもつものである。しかも、その充足が適切に実現されるのは、事実的可能性ばかりでなく、法的可能性にも依存している”<sup>55)</sup>

法原理は、その内部に OR を含ませている。OR は、内容が空白な運動概念である。その空白にイデオロギーを埋め込むことによって、その働きをする。特に、解釈の正当化は、重要な働きである。たとえば、表現の自由という法原理の解釈は、何を表現の自由に該当させるかの法政策的判断を行うことである。予め、表現の自由という実態があるのではない。表現の自由という名目で、自国ないしは個人の目的を如何に解釈として説得的に立てられるかである。

国内・国際法を問わず、立憲主義的合意の結晶は、基本法の類に現れる。立憲主義的憲法といわれても、立憲主義的民法や刑法とは言われないことがその証拠である。立憲主義は、主に法原理を制定することに機能する。立憲主義は、多様な比較不能な私的価値観の最大公約数的調整ないしは合意である。だから、その法規範として法原理という形をとらざるを得ない。

原理の働きに重要な意味をもつのは、OR の内容設定である。R・アレクシーの言葉を

借りれば、OR にどのような説得的イデオロギーを組み込むかの問題である。すなわち‘最適化の実現 = OR’の問題である<sup>56)</sup>。しかし、OR の実現としても、最適化自体が多様な価値観を含んだものであり、その目標や方向性も客観化することは困難であるし、必要もないであろう。ただ必要なのは、歴史の変化を解釈にどのように説得に反映できるかである。たとえば、近代的立憲主義と現代的立憲主義が、同じ立憲主義として捉え切れなと同様に、個々の法原理も所与の歴史の変化に対応して変化する。この変化した OR を捉えきれないと、解釈者は、OR に的確にイデオロギーを注入することができない。

では、1967 条約の PU 原理に埋め込まれている OR に、現代ではどのような意味 = イデオロギーを注入したらよいのだろうか。そのひとつのヒントとして、宇宙と天体が、人類に対して持つ意味の変化の認識である。大まかに言うと、宇宙と天体に対する人類のスタンスは、一方で、国家から人類へとシフトしているということである。他方で、探査や開発から実用にシフトしている。さらに、特殊空間から生存空間（地理空間）へとシフトしている。これらの変化は、現代において OR のイデオロギーの付与に新しい環境の到来を示唆している。したがって、ここに組み込まれるべきイデオロギーは、一国の安全保障や企業の利益ではない。人類の生存圏（サバイバル圏）こそ、そのイデオロギーである。

しかし、このイデオロギーにも深刻な問題が含まれている。‘非軍事か非侵略か’という解釈論争の基層にあった平和と暴力に関する近代的関係性の超克の問題である<sup>57)</sup>。特に、サバイバルとの関係である。たしかに、暴力は、人類のサバイバルを危険に陥れる。しかし、サバイバルは、暴力を必要とする。この逆説は、宇宙や天体からの多様な攻

撃や災害への反撃を考慮すれば、PUを狭義の軍事で捉える意義もないとはいえない。しかし、人類のサバイバルを軸にしたイデオロギーがORに組み込まれ、この方向性でPUの再解釈が行われる意義は、決して小さいものではない。ましては、ユートピ的発想ではない。ユーノミア的発想である<sup>58)</sup>。

### おわりに：国際法学の役割についての寸言

宇宙と天体に向う人類の歴史は、松井考典が指摘するように人類の来歴・現在・将来に画期的な知見を与えた<sup>63)</sup>。人類が、自らの存在の超時間的意味に関する学問的知見を得ることを可能にした。ここから解り始めたことは、宇宙と天体の探査や利用が、国家、企業や学問だけに尽きるものではないということである。人類全体のサバイバルという根源的な諸問題に係ると言う厳粛な事実である。これは、PUの解釈の転換が求められる最も大きな理由である。この要請を実現するために、国際法学の責務は大きなものがある。そして、国際法学には、これに答える学問的可能性がある。事実、その学問的試行も、多くはないが実行されている<sup>59)</sup>。その上で、現代における宇宙と天体の探査と利用が、従来のPU原理の解釈の次元で持続されてもいいのか。そして、現代においてPU原理解釈の転換のポイントは、どこにあるのか。すなわち、PU原理が、いかなる条件の下で、いかなる方向に変化しているのか、いかにこれを見定めるか。これらの問いに答えるための方法上の問題に関心を示す必要がある。ここでは、紙幅の制限と言うよりも、筆者の努力不足から、その問題の所在と輪郭のみの指摘に留めざるを得ない。

どのような方法上の問題があるのだろうか。その問題として、「法的推論における事

実認定の放棄ないしは軽視」という問題を提起する<sup>60)</sup>。なぜなら、PU原理が、いかなる条件の下で、いかなる方向に変化しているのかを見定めるために、事実認定の精度化＝高度化が必要だからである。すなわち、PU原理の変化の方向を発見することは、事実認定の問題であるが、これを法的観で把握し、その歴史的な意味把握を喪失させてしまうからである<sup>61)</sup>。この事実の法的観点への吸収は、事実と法との対蹠という知的緊張感を溶解させ、変化の方向（たとえば、PU原理のORの方向性）を見定めることを難しくする。

周知のように、国際法学を含めて法学一般の典型的な法的推論（法的思考）は、いわゆる法規範を大前提にし、具体的事実を小前提とすること。そして、事実法規範を適用するという法的三段論法である<sup>62)</sup>。この推論の中での問題は、事実が予め法的観点から構成されているということである。ある事象が生じた場合、法律家の常として、その事象の事実把握は、適用されうる法を想定してなされる。つまり、法における事実というのは、法的観点から構成された事実になりがちであり、事実そのものではない可能性があることである<sup>63)</sup>。しかし、亀本洋のいうように「ルールに直接・間接に反映されている法的な観点から構成された事実」という捉え方に立脚すること<sup>63)</sup>。この問題は、その法的正当化の問題になる。C. エンギッシュの「視線の往復」論（the Form of If-Then Statement）<sup>64)</sup>やR・アレクシーの三段論法と類似の論証形式による事実把握は、その答えになるであろう<sup>65)</sup>。

現実に、法律家の思考として、法的推論過程において事実認識の法からの自立は不可能であろう。PU原理が、いかなる条件の下で、いかなる方向に変化しているのかを見定める事実認識の場合でも同様である。しかし、た

めにする事実認識はともかく、事実認識の自立問題は、本論の問いのような場合は考えられなければならない問題である。ところが、事実認識の法的推論からの自立は、法の解釈や適用の現場を考えれば、その接合を考えなければならない。自立したエレメントの接合は、それ自体難しい問題であり、屋上に屋を重ねる問題を再生産することになりかねない。むしろ、田中成明の言うように、この問題は、正当化の問題であること。したがって、その正当化は、多元的調整フォーラムによって実現されるということに期待を置いてもいいかもしれない<sup>66)</sup>。国際法の中に、多元的調整フォーラムの存在は、明確に事実認識できていないのだが。

## [注]

- 1) J. エイサー（米山隆訳）『原則と規範』（青山社、2000）、p.4.
- 2) 本条約中には、4種類の表現がなされている。① Peaceful uses of outer space (Res.1348 XIII、条約第11条ならびに13条)。② peaceful exploration and use of outer space (Res.1472 XIV、条約第9)。③ the exploration and use of outer space for peaceful use (条約前文)。④ peaceful purpose (条約第4条後段)。
- 3) 野口晏男「宇宙条約<1>」外務省編『外務省調査月報』第8巻7号（1967）、p.515。「基本法」とは、第1に、原則や準則(?)、あるいは、一定の法分野における制度、政策に関する基本や原則・基準等について定める法律を指す。第2に、この名称を与えられた法律で、形式的意味の基本法とも言うべきものを指す。第3に、国家の基本組織を定める法を指す場合にも用いられる。1967条約は、第1のカテゴリーに入る。川崎政司「基本法再考(1～6)」『自治研究』第81巻第8号（2005）、第81巻第10号（2005）、第82巻1号（2006）、第82巻第5号（2006）、第82巻第9号（2005）、第83巻第1号（2006）が詳

しい。ただし、基本法の解釈に関する検討話されていない。

- 4) 総括条項とも言われる。法律上の要件を抽象的かつ一般的に規定した条項で、公序良俗や信義誠実などを定めた規定である。また、公法上の不確定な概念を行政行為の要件にしている規定もこれに該当する。その解釈上の問題は、個別自体における法的評価の補充の問題として検討される。磯村哲『現代法学講義』（有斐閣、1988）、pp.87-88.
- 5) UNのジュネーブ軍縮会議で創設された概念である。軍事化(militarization)と兵器化(weaponization)を対比化させ、前者を防衛的・受動的と捉える。後者を、攻撃的・積極的と捉え、後者の禁止や制限に軍縮的を絞り込むアプローチとして用いられている。これらの問題を含む宇宙と天体における軍事展開の全体像については、Ramey, Robert M, “Armed Conflict on the Final Frontier: The Law of War in Space”, *Air Force Review*, 48 (2000): 1-111, Teets, Peeter B., “The Military Uses of Space, National Security Space: Enabling Joint Warfighting,” *Joint Force Quarterly* (Winter, 2002-03) 31-37.
- 6) 法原理解釈の基本的特質は、解釈者による当該法原理の理解の仕方が、解釈の重要な要素となる。
- 7) 宇宙と天体への人類の展開の意義を追究する研究は、現在でも衰えてはいない。しかし、この展開を人類のサバイバルの視点から捉えるのは、極めて少ない。生活環境の世界規模での悪化は、人類の生存そのものが近未来に深刻な危機的状態に陥る恐れを予兆している。こうした中で、人類生活圏、森林圏、大気圏、宇宙空間圏を人類の「生存圏」として組織的、包括的に捉えること。また、人類生存圏の状態を正確に診断し、生存圏の現状と将来を科学的に性格に把握および理解すること。さらには、生存圏を新たに再構築する技術開発を目指す専門横断的な学問が生まれている。国際法にとっても関係のない動きではない。Robinson, George S. and White, M. Jr. Harold, *Envoys of Mankind: A Declaration of First Principles for The Governance of Space Society* (Washington, D.C.:

- Smithonian Institute Press, 1986) は、示唆的である。
- 8) Allot, Peter. *Eunomia: New Order for A New World*, rep. Ed., (Oxford: Oxford University Prsee, 2001): x iii - x ix .  
尾崎重義監訳『ユーノミア：新しい世界の新しい秩序』（木鐸社、2007）、pp.19-25.
- 9) Rybakov, Yuri M. “Juridical Nature of 1959 Treaty System,” *Antarctic Treaty System: An Assessment*, (Washington: Washington Academy Press, 1986): 33-54.
- 10) Cheng, Bin *Studies in International Space Law* (Oxford: Clarendon Press, 1997): 513.
- 11) Orwell, George *The Complete Works of George Orwell · Nine Nineteen Eighty-Four*, ed. Peter Davison (London: Secker & Warburg, 1987): 18.
- 12) The United Nations という正式名称の邦語訳は「国際連合」になっている。邦訳の意図は、それなりに理解できるが、これによって生じる誤解も軽視できない。
- 13) 1957年10月4日のソ連によるスプートニクの打ち上げは、宇宙への核兵器の拡散の懸念を強めた。1958年には、こうした国際世論の盛り上がりに対して、米ソよる諸提案が出されたが、それらは、1946年6月に、米国は、国際社会による原子力管理構想である Baruch 計画を思い出させるものであったと Bin Cheng は、述べている。注 18) Bin Cheng, p.514. ちなみに、今年（2007）10月4日は、“Sputnik Plus 50”であるが、米国の『Foreign Policy』、September/October（2007）は、5の重要な課題をリスト・アップしている。この中に、PUの視点からの把握はない。いずれも、軍事や産業の利用と言う観点からの関心に尽きている。
- 14) 注 10) Cheng, Bin: 513.
- 15) この決議には、PUの導入はなされていなかった。しかし、1963年の「宇宙法原則宣言」において、宇宙空間は、人類全体のための探査と利用という考え方が取り入れられた。これは、1958年のUN総会決議1348（XⅢ）前文と1961年のUN総会決議1721（XⅣ）前文に取り入れられていたものである。PUは、人類全体のための探査と利用の当然の
- コロラリーとして捉えられた節がある。龍澤邦彦『宇宙法システム』（興仁舎、1987）、pp.101-103は、こうした理解をしている。
- 16) たとえば、1957、58年のCOPUOSの設立文書・1959年の決議1348（XⅢ）・決議1472（XⅣ）・決議1721（XⅣ）・1962年の決議1802（XⅦ）は、PUに関する重要文書である。
- 17) “しかしながら、これらの動き（駐英ソ連大使は、100本の平和のバラを公邸に植えた）の多くは、‘完全な見せかけ’に過ぎなかった。どの国も現に行なっていること（戦争への備え）を変えることなしに、もはや、戦争についての研究をする必要がないと思っただかりか、防衛が第一であり、平和研究が好ましいとすら思い始めたのである”。注 14) Bin Cheng, p.514.
- 18) 1967条約第11条は、PUとの関係では、大量破壊兵器等の情報を公表して、PU利用を支えることを目的とする。第12条は、特に、天体の非軍事化を確保する手段として査察を認めたものである。情報提供や査察にしろ、その現実的実効性が問題であるが、現在の所では、宣言以上の効果しか持っていない。情報技術能力や査察能力の格差が、その主因のひとつである。
- 19) 2006年8月31日の「米国国家宇宙政策」は、宇宙平和利用原則のもとに、国防と情報活動を軸にした安全保障路線が強調されている。その具体的骨子は、宇宙活動に関する国家主権、特に、宇宙からのデータを取得する権利への干渉の完全な排除・宇宙能力（space capabilities）、特に、宇宙における米国の権利、能力と行動の自由の確保・これらの権利やその遂行を妨害する能力の開発の阻止・商業宇宙分野の支援と政府による商業利用の促進である。Logsdon, John M. (Director, Space Policy Institute Elliott School of International affairs, The George Washington Univ.) は、2007年4月24日の東京での講演で、米国のこの全体政策のキーワードとして“Space Control”という概念を使用している。従来、使われてきた“Space hegemony”に比べると実務性に徹した概念である。
- 20) 宇宙探査・利用に用いられるあらゆるデバイ

スが、軍事と非軍事という両用性をもつことは指摘するまでもない。これは、使用デバイスの両用性ばかりでなく、用いられる政策も両用性を持つものである。しかし、日本の宇宙政策の“平和利用原則”は、この認識に立つての平和（非軍事）利用宣言であり、その積極的意義は、高く評価されるべきである。もちろん、元CSPジャパン社長の黒田泰弘博士が、米田に教授したように、日本におけるロケット研究の発展に対する米国の疑念を回避するための便法としての面があったことは事実である。黒崎輝「日本の宇宙開発と米国—日米宇宙協力協定1969年」締結に至る政治・外交過程を中心に—」日本国際政治学会編『多国間主義の検討』（有斐閣、「国際政治」133号、2003. August）、pp.141-156。この両義性の問題については、多くの研究成果があるが、筆者が、評価する4人の研究者と入手できた論文について記しておく。豊田利幸「SDIの真実—市民は何を知るべきか」『世界』1986年7月号、pp.121-142、また、『軍縮』における一連のエッセイ。たとえば、「最新軍事技術の自己矛盾」『軍縮 問題資料』第244号（2001）、pp.2-7、「宇宙の軍事化をめぐる—ラムズフェルド報告が意図するもの—」『軍縮 問題資料』第248号（2001）、pp.2-8、「ブッシュ政権を動かす四人組—その背後にうごめく軍産複合体—」第249号（2001）、pp.2-7、「ラムズフェルド・ブッシュの予防戦争教義—先制攻撃で開始された侵略戦争の不条理—」第272号（2003）、「核を衛星にのせる愚かさ」と危険—米国は核のタブーの重い意味を今こそ真剣に考えるべきである—」282号（2004）、pp.2-7。松村昌廣「米国の軍事宇宙政策—民生・商業衛星の活用」『海外事情』第2001-9号（2001）、pp.120-133。藤岡惇『グローバリゼーションと戦争—宇宙と核の覇権をめざすアメリカ』（大月書店、2004）、「米国の宇宙と核の覇権と軍産複合体—「米国の軍事的占領」をめざすブッシュ政権の深層—」『立命館経済学』第54巻第5号（2006）、pp.3-23。石附澄夫のHP: <http://jouhoukouki.nao.ac.jp/reslist/res.asp?ID=17731>, 2007. 6. 1を参照。

21) Clarke, Arther C. *The Hammer of God*, (Rancho

Santa Fe: The Rocket publishing Company, 1993).

小隅黎・岡田靖史訳『神の鉄槌』（早川書房、1995）は、アステロイドの問題を対象にしているが、問題はそればかりでない。国際法学にとって、人類のサバイバルという問題は、その包摂される分野が広く、また、対象自体も馴染みが薄いことから、国際法の問題としては議論されてこなかった。もちろん、核兵器がもたらす脅威の防止に関する議論には、この観点が強く反映されている。また、国際環境法の分野でもこうした問題関心は存在した、しかし、宇宙規模での関心は熟成されていない。今後は、人類の生存に必要な領域と空間を「生存圏」として宇宙規模で把握し、多様な危機への国際法的認識を作り上げる必要がある。Cockell, Charles S. “Planetary Protection-A Microbial ethics approach”, *Space Policy* 21(2005): 287-292 は、細菌による危険を論じるものであるが、サバイバルに係る問題は、かくも広範である。また、異星人=ETI (Extraterrestrial intelligence) との遭遇に関しては、Halley, Andrew G. *Space Law and Government*, (New York: Appleton-Century-Crofts, 1963): 394-433。ちなみに、A. G. Halley は、1958年にIAFによって設立された宇宙法の常設委員会の議長であった。IISL は、1960年に設立された。McDougal, Myers S. Laswell, Harold D. and Vlasic, Ivan V. *Law and Public Order in Space*, (New Haven: Yale University Press, 1964): 974-1021.

22) 注 10) Cheng, Bin.: 523-538.

23) IAEA 憲章（国際原子力機関憲章、昭和32年8月7日条約第14号）第2条（目的）は、以下のように定めている。“機関は、全世界における平和、保健及び繁栄に対する原子力の貢献を促進し、及び増大するように努力しなければならない。機関は、できる限り、機関がみずから提供し、その要請により提供され、又はその監督下若しくは管理下において提供された援助がいずれかの軍事的目的を助長するような方法で利用されないことを確保しなければならない”。軍事的目的の利用の制限は、平和目的の利用の存在を前提にして

- いる。
- 24) Yula, Gál. G., “Activities on Orbit and on Celestial Bodies: Two Nations of Peaceful Uses”, IISL Proceedings of 25th Colloquium (1982): 84.
- 25) Bin Cheng の独特の用語で、平和利用だけに限定されない宇宙空間を指す。Outer Space に Celestial Bodies が含まれるならば、Celestial Bodies の間にある空間とは何か = Outer Void Space という。Cheng, Bin. “Introducing a New Term to Space Law: “Outer Void Space””, *The Korean journal of Air and Space Law*, 11(1999): 321-327.
- 26) 注 10) Cheng, Bin: 520-522.
- 27) A/C.1/PV.1289, p.13. ちなみに、総会第 1 委員会の PV とは、会議の逐語的な記録文書をいう。議事報告書とも言われる。
- 28) 注) 21 Macdougall, et al., :388.
- 29) 注 8) P. Allot, *Eunomia*, :IX-X XIV . 立憲主義的合意を社会契約として捉えることには若干の無理があるかもしれない。しかし、社会意識 = 国際社会的な公共心の国際的形成は、明確な潮流として存在している。
- 30) ‘枠組条約’を連想している。この形の条約は、‘締約国に適当な実施を要求するにすぎず’と消極的に評価されているが、世界の国際社会化の進展にとって、ひとつの経過措置として重要な意義を持つ。能動的な評価が必要である。
- 31) 世界の国際社会化の進展は、原理規範を中心とする枠組条約を増大させるが、相対的に自由な解釈の可能性は、力による法的正当化をもたらす機会を増やす。この増大は、世界の国際社会化を力による社会化に転換させる可能性がある。
- 32) Fitzmaurice, Gerald. “The Law and Procedure of International Court of Justice: The Treaty Interpretation and Certain Other Treaty Points”, *Brit. Yb. Int’L.*, 28 (1951): 1-2.
- 33) このふたつの流の把握は、松井芳郎「国際法解釈論批判」『マルクス主義法学講座第Ⅶ巻現代法学批判』（日本評論社、1977）、pp.221-230 から行ったものである。国際法学における条約解釈論の難しさを強調する言葉として McNair, Lord. *The Law of Treaties* (Oxford: Clarendon Press, 1961): 364 による記述がある。“There is no part of the law treaties which the text-writer approaches with more trepidation than the question of interpretations” (“条約法における解釈の問題ほど著述家が狼狽を感じる問題分野はない”)。McNair は、このページの注 1) で、前掲注 7) のフィッツ・モーリスによる条約解釈研究への注目を指摘している。彼の 5 の原則とは、1) 実在性 (文言解釈); 2) 自然ないしは通常の意味; 3) 全体的統合 (条約全体の目的からの解釈); 4) 有効性 (ut res magis valeat quam preat = そのことが無に帰するよりも、むしろ有効となるように); 5) 実践の継続性 = 同時代性 (条約締結時における条文の通常の意味に則して条文と概念を解釈する)。なお、条約解釈を、解釈論として分析するだけではなく、条約の性質に着目して解釈論を展開した著作として佐藤哲夫『国際組織の創造的展開—設立文書の解釈理論に関する一考察—』（勁草書房、1993）。特に、本論との関係では、pp.9-20. 亀本洋『法的思考』（有斐閣、2006）、pp.80-86.
- 34) 1935 年の条約法に関する「ハーヴァード草案」ならびにその「第 19 条 a 項のコメント」については、“Draft Convention on the Law of Treaties Supplement: Research in International Law” “AJIL,” 29: 657-665 と “Article 19. Interpretation of Treaties”, pp.937-977 に紹介されている。
- 35) 1969 年の「条約法に関するウィーン条約」は、第 2 条 1-a は、もちろん、条約を準則と原理に分類をしていない。したがって、その第 31/32 条の解釈に関する規則は、条約一般に適用されるものであるが、原理解釈にも適用可能である。本外交会議についての著作は膨大であるが、会議の準備過程における‘条約解釈に関するアプローチ’の詳細な紹介については、Jacobs, Francis G. “Varieties of Approach to Treaty Interpretation: with Special Reference to The Draft Convention on The Law of Treaties before The Vienna Diplomatic Conference”, *International and Comparative Law Quarterly*, 18 (April

- 1969): 318-346.
- また、そこで提起されている条約解釈の‘自由’の意味評価については、McDougal, Myers S. Lasswell, Harold D. and Miller, James G. *The Interpretation of Agreements and World Public Order: Principle of Content and Procedure*, (New Haven: Yale University Press. 1967): 35-118.
- 36) ハンス・ケルゼン (横田喜三郎訳) 『純粹法学』(岩波書店.1935)、p.153.
- 37) 注4) 磯村『現代法学講義』、p.89. 法学者が行う解釈は、具体的事象とは独立してなされているように見える。しかし、その事象に適用される法規範を想定してなされるのが通常である。
- 38) 長谷部恭男「平和主義と立憲主義」『ジュリスト』1260号(2004)、p.57.
- 39) Alexy, Robert. *A Theory of Constitutional Rights*, trans. Julian Rivers (Oxford: Oxford Univ. Press, 2002): 44-45.
- 注33) 亀本『法的思考』、pp.59-96, 125-174 には、アレクシーの理論の詳しい紹介がある。
- 40) 原理解釈で生じる競合・衝突の共存は、これが国家意思の表明による法的正当化を目指した解釈として行われる限り、暫定的な正当性をもつ。
- 41) 日本国憲法第9条の戦争放棄原理の“最適化命令”は、戦争に訴えることの法的・事実的可能性を最大限に広げる解釈を許容するものではない。反対に、その放棄の絶対化の解釈による遵守(護憲派)を要請するものである。原理を準則として解釈する立場もこの結論に傾きやすい。しかし、グローバルガバナンスへの参加の要請は、最適化命令の変化を要請している。
- 42) 1957年10月4日のソ連によるスプートニク1号の打ち上げは、宇宙への核兵器の拡散の懸念を強めた。1958年には、こうした国際世論の盛り上がりに対して、米ソよる諸提案が出されたが、それらは、1946年6月に、米国は、国際社会による原子力管理構想である Baruch 計画を思い出させるものであったと Bin Cheng は、述べている。注18) Cheng Bin: 514.
- 43) 国際法は、普遍的なものに型を与える数少ない、または、唯一の媒体であること。これは、国際法が「空」だからである。国際法自体、何の価値観もイデオロギーも支持・妨害しないからである。そのために、国際法は、その時々の覇権国・覇権者に利用されて、普遍史の期待を裏切ってきた。という林美香(訳者) 解題「世界市民的な目的をもつ普遍史の理念と実践」『思想』、No.984(2006)、pp.4-6)の指摘は、PUにもあてはまる。「空気」の社会的意味全般については山本七平『「空気」の研究(文芸春秋、1977)。
- 44) 日米安全保障条約は、日本の軍事力の膨張を防ぐ“瓶の栓”と言われてきた。PUも、米ソ両国の軍備拡大競争を抑制するために導入され、同じ役割を果たすものであろう。しかし、このPUという栓は、せいぜい、非軍事か非侵略という軍事のフェイズでのもので、“いつでも抜ける”ものである。
- 45) M. ウェーバー(清水幾太郎訳)『岩波文庫 社会学の根本概念』(岩波書店、1972)、pp.89-90、(脇圭平訳)『岩波文庫 職業としての政治』(岩波書店、1980)、pp.8-9.
- 46) この問題についての研究成果は、膨大である。しかも、そのいくつかの研究は、問題の理論的核心をクリティカルに捉えている。特に、その政・産・軍・官・学複合体論を軸にした分析は、それぞれの専門分野に傾斜しながらも、各国の宇宙探査・利用の実態を構造的・批判的に把握している。注20)に引用した文献の著者達は、全て科学・技術の社会的意味理解についての視点と問題関心を共有している。
- 47) Cheng Bin 注10) :538.
- 48) 宇宙や天体の軍事化・兵器化を批判的に検討する研究は、注20)で指摘した研究者により精力的になされている。しかし、これらの研究のスタンスは、豊田による核研究を除いて軍事や政治の範囲を出ていない。サバイバルという視点は希薄である。この視点を持つ論文として、Burlak, Vadim. “Humankind Needs A Program for Survival”, Russian Foreign Policy Association, ed., *International Affairs* (January 1992): 16-24.
- 安全保障を国家の範疇から越そうとする試み

- として、Elliott, Lorraine. “Cosmopolitan Ethics and Militaries as ‘Force for Good’”, Prins, Gwyn. “Cosmopolitan military actions: Who can and will act now”, “Lawler, Peter.” The Good State as Cosmopolitan Agent”, Ryan, Alan. “Cosmopolitan Objectives and the Strategic Challenges of Multinational Military Operations”, Smith, Susan. “Logistics and Multinational Military Operations”, Elliot, Lorraine. and Cheeseman, Graeme. ed., (Manchester: Manchester University Press, 2004), pp.1-97.
- 49) ‘平和のための武力行使’ という通念の対蹠的位置にあるのは、無抵抗・非暴力であろう。中見真理「戦略としての非暴力へ」歴史科学協議会編集『歴史評論』No.688 (校倉書房、2007)、pp.64-72、マイケル・ランドル『市民的抵抗』(新教出版社 2003)、pp.121-140、寺島俊穂『市民的不服従』(風行社、2004)、pp.239-259。
- 50) Arnopoulos, Paris. *Cosmopolitics: Public Policy of Outer Space*, (Toronto: Guernica, 1998): 213-224.
- 51) 松井茂記「批判的法学研究の意義と課題・1」『法律時報』第58巻9号(1986)、p.14.
- 52) 原理解釈の競合・対立は、これが国家意思の公表である場合、つまり、裁判などでの適用での争いでない限り、いずれも何等かの決定があるまでは、その正当性が推定される。
- 53) 自然法の理念に依拠するホプソスの場合、自然状態から社会状態への移行は、人間相互で契約を結び、自己の権利を主権者に譲渡して行われる。ロックの場合は、自己の権利を、政府への信託として理解する。したがって、抵抗権の存在が想定される。ルソーの場合は、‘一般意思’と平等の契約が、政体の根柢とした。現代においてもヒュームのいう社会契約のフィクション性は、批判の対象である。しかし、人間の基本的権利の獲得に対する何等かの形式による合意の不可欠性の強調は、現代でも有用である。
- 54) UNの加盟数は、2007年1月現在で、192の国家と地域からなっている。その意味で、憲章は、加盟による国際秩序の主要な部分を構成し、その前提に国際社会契約の存在を推定できる。ミルキヌ・ゲツェヴィチ(小田滋・樋口陽一訳)『憲法の国際化—国際憲法の比較法的考察—』(有信堂、1964): pp.68-85.
- 55) 注39) R. Alexy, pp.47-48.
- 56) ‘optimization requirements’ は、ここでは、命令(commands)、許可(permission)や禁止(prohibitions)と言うように広く使っている。注39) R. Alexy, pp.47, n.23.
- 57) 上野成利『暴力』(岩波書店、2006)、pp.78-96、古川純・山内敏弘『人間の歴史を考える15戦争と平和』(岩波書店、1993)、pp.245-246.
- 58) 注8) Allot, *Eunomia*, :39-42.
- 59) 注8) Allot, *Eunomia*, :332-393.
- 60) 辻博明、竹山理「法的推論における「往復の視線」過程の解明」『名城法学』第55巻第3号(2005)、pp.1-55.
- 61) 特定の専門分野からの事実把握の問題について、村上陽一郎『新しい科学論「ブルーボックス「事実」は理論を倒せるか」』(講談社、1979)、pp.82-86.
- 62) 山本敬三「法的思考の構造と特質—自己理解の現況と課題」『岩波講座 現代の法15 現代法学の思想と方法』(岩波書店、1997)、pp.60-69.
- 63) 亀本洋「法的思考の根本問題—ルールとケース」(井上達夫・嶋津格・松浦好治編)『法の臨界 [1] 法的思考の定位』、pp.3-6.
- 64) 注61) 山本敬三「法的思考の構造と特質—自己理解の現況と課題」、pp.62-65.
- 65) アレクシーの考え方は、三段論法については、それが法的正当化の基本的枠組であることを確信するものである。彼は、エンギッシュ(「往復の視線」注60)と同様に、三段論法の内部で「視線の往復」を繰り返し行うことで、大前提自体の正当化を実現できると確信していた。
- 66) 田中成明「転換期の法思想と法学」『岩波講座 現代の法15 現代法学の思想と方法』(岩波書店、1997)、pp.7-11.

## “Peaceful Use” Principle: A Consideration on the Method of Interpretation on Principle

YONEDA Tomitaro

Research Institute of Social Systems, Chuo-gakuin University

### Abstract

#### 1. Introduction

On 27 January 1967, Treaty of Principles Governing the Activities of States Exploration and Use of Outer Space, Including the Moon and Other Celestial Bodies (1967 treaty) was opened for signature by all States at London, Moscow, and Washington. And It came into force on 10 October 1967. Article 4, Article 9, and Article 11 of this treaty provides *inter alia*: ‘Peaceful Use’ (=PU) <sup>1)</sup> This treaty has been described as ‘Magna Charta of Space, Constitution of Space, Space Charter or Fundamental Law of Space’. PU is one of Principles (P) of this treaty. 1967 Treaty is composed of a series of principles: Constitution of Space.

Principles are norms which require that something be realized to the greatest extent possible given the legal and factual possibilities. Interpretation on principle never produce without competition and/or collision. The problem with interpretation on principles is arbitrary justification. This paper discuss how to understand international law’s problematic meaning of characteristic on the principle interpretation .

There must be some characteristic in the principle interpretation and the general clause one: interpreting and replenishing of legal estimation in accordance with individual conditions. It means to be interpreted them to meet the direction of which principle to be guided in given conditions. The reading on means of given historical change should be reflected more in interpreting of principle. The introducing of PU into 1967 Treaty and the interpretation of PU were by international circumstance, especially the fierce military race on US vs. USSR, and the development stage on the idea or way of thinking on space exploration and use at the time. Space exploration and use on the contemporary world is changing too fast for us. The idea and objective necessity of common interests and mankind survival indicate the new way of interpretation on PU.

The pursuit of how to realize the very way interpretation on principle should be launched. The rise of International principle norms which embody the common interests of entire international society or international community is remarkable. This remarkable rise equals to that of the principles or general treaty. It should be rebuilt the way of interpretation on principles to meet the genuine meaning of given historical change. Where is the contemporary and precise point on PU principle. This is the very leitmotiv of this paper.